

# 低所得世帯への地デジチューナー等の支援

別紙6

地上アナログ放送から地上デジタル放送へ移行するに当たって、デジタル放送の受信機器は視聴者の自己負担で購入することが前提だが、地上デジタル放送が生活に必要な情報を提供していることにかんがみ、経済的な理由で対応することができない世帯等に対して、各世帯のアナログテレビ一台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器の無償給付等を行う。

## スキーム

① 実施主体 : 民間法人等

② 支援対象 :

地上アナログ放送の受信設備を設置している者のうち、経済的な理由により地上デジタル放送の対応が困難な世帯。具体的には、

I. 公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉施設入所世帯（最大約140万世帯）のうち、「NHK放送受信料全額免除の世帯」であって地上デジタル放送未対応の世帯 [※H21年度から継続]

II. 市町村民税非課税世帯（最大約130万世帯）のうち、地上デジタル放送未対応の世帯（Iの対象世帯を除く。） [※H22年度に拡充]

③ 補助対象 :

I. NHK受信料全額免除世帯に対しては、  
「簡易なチューナーの無償給付」+「（必要な場合には）アンテナ改修等」  
・チューナーの給付、支援を行う世帯を訪問し、機器の設置・操作説明を実施  
・アンテナ等の改修が必要不可欠な世帯には、室内アンテナを無償給付又はアンテナ等を無償改修  
・共同受信施設やケーブルテレビを利用する場合は、デジタル化に伴う改修費のうち支援を受ける世帯の負担に相当する額を給付

II. 市町村民税非課税世帯（Iの対象世帯を除く。）に対しては、  
「簡易なチューナーの送付」+「電話サポート」

④ 補助率 : 10/10

